

# 厚木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年3月27日策定  
令和2年3月25日改定  
令和5年3月27日改定  
令和8年3月25日改定

厚木市農業委員会

## 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが規定された。

このため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、平地と中山間地の特性にも配慮しつつ、農地等の利用の最適化を進めることができるよう、厚木市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるものである。

この指針は、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととされているため、令和7年10月17日の改選に伴い、過去3年間の実績等を踏まえ見直すものである。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

令和18年3月末までに、遊休農地 20.13haを 10.07haにすることを目標とする。

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1,176.83 ha	20.13 ha	1.71 %
3年後の目標 (令和11年3月)	1,107.61 ha	13.04 ha	1.17 %
目 標 (令和18年3月)	961.51 ha	10.07 ha	0.97 %

※ 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。  
また、農地の貸付方法や手順についても積極的な情報発信に努める。
- イ 利用意向調査の結果を受け、厚木市都市農業支援センター（以下、「支援センター」という。）及び農地中間管理機構との連携により、農地中間管理事業の活用を促進する。
- ウ 利用意向調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- エ 肥培管理農地のうち貸付希望がある農地情報を把握し、耕作意欲のある農業者の利用権設定につなげることで、遊休農地の発生防止にも努める。
- オ J Aあつぎ（生産組合など）や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- カ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、農地が森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況にある場合は、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するとともに、一団に広がる農地で農業振興が図られ、周囲への支障が生じる可能性のある農地については、農地への原状回復を指導する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の達成状況は、遊休農地の割合により評価する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

令和18年3月末までに、管内全農地の30%を集積することを目標とする。

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	1,176.83 ha	176.41 ha	14.99 %
3年後の目標 (令和11年3月)	1,107.61 ha	210.02 ha	18.96 %
目 標 (令和18年3月)	961.51 ha	288.45 ha	30.00 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ア 支援センター、J Aあつぎ及び農地中間管理機構と連携し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- イ 「地域計画」の策定・実現に向けた取組に対し、情報の提供や、地域の協議の場への農業委員及び推進委員の出席など必要な協力を行う。
- ウ 支援センターや農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

エ 全国農地ナビによる農地情報の積極的な公表に努める。

オ J Aあつぎ（生産組合など）や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の達成状況は、農地の集積率により評価する。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

令和18年3月末までに、200経営体（年間10（個人7、法人3）経営体）の新規参入を目標とする。

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 (令和8年3月)	77 人 42.35 ha	27 法人 18.75 ha
3年後の目標 (令和11年3月)	98 人 52.00 ha	36 法人 23.00 ha
目 標 (令和18年3月)	145 人 76.00 ha	55 法人 32.00 ha

※ 新規参入者の数及び取得面積は、平成28年度以降の集計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 支援センターやJ Aあつぎ、かながわ農業アカデミー等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。

ウ 農業委員及び推進委員は、参入希望者(法人を含む。)の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、地域との交流促進を含めた継続的な支援に努める。

エ J Aあつぎ（生産組合など）や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、新規参入の促進に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の達成状況は、新規参入者の数により評価する。